

ハンター保険 2018 年 1 月 1 日以降始期ご契約のお客さまへ

「〈個人用〉賠償責任保険ご契約のしおり」の次の項目については、下表の「差換え後の内容」をご参照ください。

P.10	4. 保険料のお支払方法について.....	1
P.15	賠償責任保険普通保険約款.....	1
P.56	共 1 確定保険料に関する特約【Z 5】	10
P.57	共 2 保険料分割払特約（一般用）【95】	11
P.59	共 4 保険料分割払特約（団体用）【97】	14
P.61	共 6 初回保険料の払込みに関する特約【1Y】【6Y】【7Y】【8Y】	16

差換え後の内容	
P.10 4. 保険料のお支払方法について 保険料（分割払とされた場合は初回保険料）は、特定の特約がセットされた場合を除き、ご契約と同時に お支払ください。保険期間が始まった後でも取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故につ いては保険金をお支払できません。 特定の特約のセットにより、保険料の払込期日が定められたご契約については、保険料を保険証券等記 載の払込期日までにお支払ください。払込期日の翌々月末日までに保険料のお支払がない場合は、事故が 発生しても保険金をお支払できません。 払込期日の翌々月末日を経過しても保険料のお支払がない場合または 2 か月連続して払込期日まで分割 保険料のお支払がない場合は、弊社からご契約を解除することがありますので、ご注意ください。 なお、保険料分割払に関する特約をセットされているご契約で、2 回目以降の分割保険料が、払込期日の 属する月の翌月末日までに払い込まれないことが保険期間中に 2 回発生した場合には、未払込分割保険料の 全額を一時にお支払いただきます。	
P.15 賠償責任保険普通保険約款 第 1 章 用語の定義条項 第 1 条（用語の定義） この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用 語	定 義
売上高	保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を 計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が 告知を求めたもの ^{（注）} をいいます。 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
事故	この約款に付帯する特別約款記載の事故をいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。

損壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
月割	12 か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1 か月に満たない期間は1 か月とします。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
被保険者	保険証券記載の被保険者およびこの約款に付帯する特別約款または特約記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって法律上の損害賠償金から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故により、被保険者が他人の身体の障害またはその財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、直接であると間接であるとかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)および労働争議
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

第5条（損害の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次に規定するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金^(注)
- ② 第23条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 第23条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 第2条の規定により保険金を支払う事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- ⑥ 第26条（当会社による解決）の規定により、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために直接要した費用

（注）法律上の損害賠償金

被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。以下同様とします。

第6条（支払保険金の計算）

- （1）1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、前条①に規定する法律上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、前条②から⑥までの費用については、その全額を支払います^(注)。

前条①に規定する法律上の損害賠償金	－	保険証券に記載された免責金額	＋	前条②から⑥までの費用	＝	保険金の額
-------------------	---	----------------	---	-------------	---	-------

（注）全額を支払います

前条①に規定する法律上の損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を下回る場合であっても、前条②から⑥までの費用は全額支払うものとします。

- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金が保険証券記載の支払限度額を超える場合、前条⑤に規定する費用は、次の算式によって算出します。

前条⑤に規定する費用	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px;">支払限度額</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">前条①に規定する法律上の損害賠償金</td></tr></table>	支払限度額	前条①に規定する法律上の損害賠償金	＝	保険金の額
支払限度額						
前条①に規定する法律上の損害賠償金						

第3章 基本条項

第7条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第9条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過

失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)

③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) (2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第10条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には、適用しません。

(4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除にかかわる危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条(保険料の精算)

(1) 保険料が、賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。

(2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、保険料を算出するために必要な保険契約者

または被保険者の書類をいつでも閲覧することができます。

- (3) (1) または (2) の書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社はその差額を返還または請求します。

第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第16条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。

- (2) 当会社は、被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

（注）保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第17条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間^(注)に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

- (3) (1) または (2) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき^(注1)は、当会社は、保険金を支払いません^(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約者がその支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 当会社は、保険金を支払いません

既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 当会社は、(1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日^(注)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

(注) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。

第19条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第13条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効^(注)となる場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。以下同様とします。

- (3) (2) の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合には、第12条 (保険料の精算) (3) の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第20条 (保険料の返還－取消しの場合)

第14条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第21条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 第9条 (告知義務) (2)、第10条 (通知義務) (2)、(6)、第16条 (重大事由による解除) (1)、第18条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第15条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表に定める短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、当会社は、その額を返還する保険料から差し引いて、その残額を返還します。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約の場合において、当会社または保険契約者が、第9条 (告知義務) (2)、第10条 (通知義務) (2)、(6)、第15条 (保険契約者による保険契約の解除)、第16条 (重大事由による解除) (1) または第18条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定により、この保険契約を解除したときは、第12条 (保険料の精算) (3) の規定によって保険料を精算しま

す。

第22条（調査）

- （1）被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとします。
- （2）当会社は、保険期間中いつでも（1）の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に求めることができます。

第23条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求^{（注1）}をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容^{（注2）}について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。

（注2）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（事故発生時の義務違反）

- （1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- （3）（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決にすることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第27条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 損害賠償金にかかわる保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 財物の損壊にかかわる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑦ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。以下(3)において同様とします。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、損害の程度、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。

- (2) (1)の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するも

のとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会^(注) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかわる専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注) 捜査または調査の結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第29条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条(先取特権)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払う事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第5条(損害の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。以下同様とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が賠償した金額を限度とします。)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第31条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の支払限度額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第5条(損害の範囲)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額^(注)に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注) 保険金の合計額

第5条②から⑥までの費用を除きます。

第32条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第33条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
1年まで	100%

P56 共1 確定保険料に関する特約【Z5】

第1条（保険料算出の基礎）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が販売または提供した商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（1年間）等において、被保険者が完成させた工事に関する税込収益の総額をいいます。

賃金	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（１年間）等において、被保険者が労働の対価として被用者に支払った税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（１年間）等において、施設に入場した利用者の総数をいいます。

（２）当会社は、この保険契約の保険料が（１）に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、（１）に準じて、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（１年間）等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第２条（保険料の精算規定の不適用）

当会社は、普通約款第１２条（保険料の精算）（１）および（３）、同第１９条（保険料の返還－無効または失効の場合）（３）および同第２１条（保険料の返還－解除の場合）（３）ならびにこの保険契約に付帯された特別約款または特約の保険料の精算の規定を適用しません。

第３条（保険金計算の特則）

当会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高、完成工事高、賃金もしくは入場者または第１条（保険料算出の基礎）（２）に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料の実際の金額または数量に基づく保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

第４条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこれらに付帯される特約の規定を準用します。

P57 共２ 保険料分割払特約（一般用）【95】

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを、承認します。

第３条（分割保険料の払込方法）

- （１）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回分割保険料を払い込み、第２回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- （２）保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第２回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

第４条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当会社は、前条（１）の第１回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第５条（分割保険料不払により保険金を支払わない場合等）

- （１）保険契約者が第２回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月

の翌々月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日までにその払込みを怠ることを2回行った場合は、当会社は、未払込分割保険料^(注)の全額を一時に請求することができます。

(注) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条 (追加保険料の払込み)

当会社が第9条 (保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌々月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日 (以下「次回払込期日」といいます。) において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行うこととし、解除の効力は、次の時からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から、既経過期間に対し月割^(注)をもって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その額を返還します。

(注) 月割

12 か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1 か月に満たない期間は1 か月とします。

第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約者による保険契約の解除の取扱い)

- (1) 保険契約者が賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第15条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、この保険契約を解除する場合において、保険契約者が払い込むべき分割保険料に未払込部分があり、当会社がその未払込部分の保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者が、当会社が請求する保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者による保険契約の解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社は、(2) の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険契約者が普通約款第15条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により解除した日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) (2) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から、既経過期間に対し月割^(注)をもって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その額を返還します。

(注) 月割

12 か月に対する月数の割合をいい、既経過期間において1 か月に満たない期間は1 か月とします。

第9条 (保険料の返還または請求)

普通約款の規定による保険料の返還または請求にかかる事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、下表に従い、保険料を返還または請求します。なお、下表に定める未経過期間および既経過期間において1 か月に満たない期間は1 か月とします。ただし、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、普通約款第12条 (保険料の精算) (3) の規定に準じて保険料を精算します。

	返還または請求に関する規定	返還または請求の方法
1	普通約款第18条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合) (1) の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	当会社は、既に領収した保険料について、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき算出した保険料を返還または請求します。

2	普通約款第 18 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	（1）年額保険料が減額となるとき。 当社は、既経過期間^{（注）}以降の期間に対応する分割保険料について、危険の減少後の条件に基づいて計算された分割保険料に変更します。 （注）既経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時までの期間をいいます。 （2）年額保険料が増額となるとき。 当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間^{（注 1）}に対し月割^{（注 2）}をもって計算した保険料を一時に請求します。 （注 1）未経過期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の増加が生じた時以降の期間をいいます。 （注 2）月割 12 か月に対する月数の割合をいいます。
3	普通約款第 18 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（4）の規定により保険料を返還または請求する必要がある場合	（1）年額保険料が減額となるとき。 当社は、既経過期間以降の期間に対応する分割保険料について、変更後の条件に基づいて計算された分割保険料に変更します。 （2）年額保険料が増額となるとき。 当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間^{（注）}に対し月割^{（注）}をもって計算した保険料を一時に請求します。 （注）月割 12 か月に対する月数の割合をいいます。
4	普通約款第 19 条（保険料の返還－無効または失効の場合）（1）の規定に該当する場合	当社は、保険料を返還しません。
5	普通約款第 19 条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定により保険料を返還する必要がある場合	当社は、既に領収した保険料から既経過期間^{（注）}に対し月割^{（注）}をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。 （注）月割 12 か月に対する月数の割合をいいます。
6	普通約款第 20 条（保険料の返還－取消しの場合）の規定に該当する場合	当社は、保険料を返還しません。
7	普通約款第 21 条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定により保険料を返還する必要がある場合	当社は、既に領収した保険料から既経過期間^{（注）}に対し、月割^{（注）}をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。 （注）月割 12 か月に対する月数の割合をいいます。
8	普通約款第 21 条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定により保険料を返還する必要がある場合	（1）当社は、既に領収した保険料から既経過期間^{（注）}に対し、月割^{（注）}をもって算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。 （注）月割 12 か月に対する月数の割合をいいます。

		(2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約に付帯された特別約款または特約に契約者からの解除請求に対し保険料を返還しない旨の規定がある場合には、当会社は、年額保険料から既に領収した保険料を差し引いて、その残額を一時に請求します。ただし、この保険契約の保険契約者がこの保険契約と被保険者を同一とし、かつ、この保険契約を解除した日を保険期間の初日とする保険契約を当会社と締結する場合を除きます。
--	--	---

P57 共4 保険料分割払特約（団体用）【97】

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料^(注1)を保険証券記載の回数に分割^(注2)して払い込むことを承認します。

(注1) 年額保険料

この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。

(注2) 年額保険料を保険証券記載の回数に分割

年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下同様とします。

第2条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日^(注1)までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した場合^(注2)には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

(注1) 払込期日

保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。

(注2) 当会社が特に承認した場合

一定した集金日の定めがあり、集金者が保険料相当額を集金する保険契約についてのみ承認するものとします。

第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（分割保険料不払の場合の免責等）

- (1) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日までにその払込みを怠ることを2回行った場合は、当会社は、未払込分割保険料^(注)の全額を一時に請求することができます。

(注) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の返還または請求）①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) 第8条（保険料の返還または請求）①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第8条（保険料の返還または請求）②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定に

よりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、危険の増加の後に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) 第8条（保険料の返還または請求）③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は保険契約条件の承認請求がなかったものとして、この保険契約に適用される賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および特約に従い、保険金を支払います。

第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌々月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日^(注)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注) その翌月の払込期日

以下この条において「次回払込期日」といいます。

- (2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約者による保険契約の解除の取扱い）

- (1) 保険契約者が普通約款第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除する場合において、保険契約者が払い込むべき分割保険料に未払込部分があり、当会社がその未払込部分の保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者が、当会社が請求する保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者による保険契約の解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社は、(2)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険契約者が普通約款第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条（保険料の返還または請求）

次に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次のとおり保険料を返還または請求します。

- ① 普通約款の告知義務の規定に基づき告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- ② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間^(注1)に対し計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、保険料を返還または請求します。
- ④ 保険契約が失効となる場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料^(注2)との差額を返還または請求します。
- ⑤ 次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合は、未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料^(注2)との差額を返還または請求します。

ア. 第5条（追加保険料の払込み）(2)

イ. 第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)

ウ. 第7条（分割保険料不払の場合の保険契約者による保険契約の解除の取扱い）(2)

エ. 普通約款の告知義務に関する規定

オ. 普通約款の通知義務に関する規定

カ. 普通約款の保険契約者による保険契約の解除に関する規定

キ. 普通約款の重大事由による解除に関する規定

(注1) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

(注2) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

P61 共6 初回保険料の払込みに関する特約【1Y】【6Y】【7Y】【8Y】

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料(暫定保険料を含みます。)をいいます。 ① 保険料を一時に払い込む場合は、保険料の全額 ② この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合は、第1回分割保険料 ③ 保険期間が1年を超える長期契約で保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料
初回保険料払込期日	初回保険料の払込期日をいい、次の期日とします。 ① 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、初回保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ② 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替または当会社の定める口座振替以外の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の条件を満たしている場合に適用されます。

- (1) 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、次の条件をいずれも満たしていること。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に保険期間の開始時まで設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の開始時までになされていること。
- (2) 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、この保険契約の締結が、保険期間の開始時までになされていること。

第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料を口座振替により払い込む場合、初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) (1)の場合において、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。

第4条 (初回保険料領収前の事故)

- (1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに初回保険料を払い込んだ場合は、初回保険料領収前の事故(その原因を含みます。)に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料領収前の事故(その原因を含みます。)に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まねばなりません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込む旨の確約を行

った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回保険料が払い込まれたものとみなして、その事故（その原因を含みます。）に対して保険金を支払います。

(4) (3)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第5条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（初回保険料不払の場合の保険契約者による保険契約の解除の取扱い）

(1) 保険契約者がこの保険契約を解除する場合^(注)において、保険契約者が払い込むべき初回保険料が未払込であり、当会社が初回保険料を請求したときは、保険契約者は、初回保険料を払い込まなければなりません。

(注) 保険契約者がこの保険契約を解除する場合

この特約が付帯された保険契約の普通保険約款に定められた、保険契約者による保険契約の解除の規定に基づき、保険契約者がこの保険契約を解除することをいいます。

(2) (1)の場合において、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者による保険契約の解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第7条（所得補償保険普通保険約款に付帯される場合の読替規定）

この特約が所得補償保険普通保険約款に付帯される場合は、第4条（初回保険料払込前の事故）に規定する「事故（その原因を含みます。）」を「就業不能、傷害または損害（その原因を含みます。）」と読み替えます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこれに付帯された特別約款および特約の規定を準用します。